

# 令和4年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計

## 歳入歳出決算認定について

### 討論要旨 榊原利宏議員

反対討論は、後期高齢者医療の保険料増額であります。

保険料は、2年ごとに改定されます。令和4・5年度の保険料は、広域連合の当初の説明によれば引き下がるはずでありました。その理由は、診療報酬改定及び窓口負担割合の2割の創設により、1人当たりの医療給付費が減少すると見込み、剰余金も活用するからということでありました。しかし、この予測は外れ、県全体では令和3年度平均保険料9万1,452円から令和4年度は9万2,828円へと1,376円の増加となりました。本市でも平均保険料は令和3年度9万8,855円から9万8,987円に132円の増加であります。

また、この税率改定が国民健康保険から移行した場合にはどのような影響を及ぼすのか試算を伺いました。夫婦そろって74歳から75歳になった場合であります。夫の年金所得100万円、年金収入で言うと210万円であります。妻の所得ゼロ円、このケースで国民健康保険税は年間9万7,700円でした。後期高齢者医療保険料では10万3,800円と年間6,100円の増額であり、長寿を喜べない保険料となります。

第2に、単身者で年金収入200万円以上の方の窓口負担割合が、昨年10月から1割から2割へと引き上げられたことあります。この影響を受けた方は3,249名でした。これは、それまで1割負担だった1万1,017人のうちの29.5%になります。

また、まだ窓口負担の増額による受診抑制は見られないとの答弁でありました。1か月の負担増加額が3,000円以下に抑える経過措置が令和7年9月まで行われると、こういうこともあるのかも分かりません。しかし、負担増を月に3,000円までに抑えると言いますが、3,000円そのものが大きいのではないのでしょうか。さらに、やがて2倍になる厳しい仕打ちであります。

こうした負担増を行ったことから、認定には反対の意思を表明して討論を終わります。